

特定都道府県との往来がある方の 施設利用自粛を解除します

令和 3 年 3 月 21 日
霧島市スポーツ・文化振興課

新型コロナウイルス感染症対策として、過去 2 週間以内に特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）との往来がある方の施設利用の自粛をお願いしていましたが、**3 月 21 日（日）**をもって、特定都道府県との往来がある方の利用自粛要請を終了します。

【施設を利用する際の注意点】

- ・ **発熱等の風邪症状が見られる方は利用できません。**
- ・ 利用時はこまめな手洗い、消毒液等による手指の消毒を行いましょよう。
- ・ 利用中はマスクを着用しましょう（スポーツ競技中を除く）。
- ・ 身体の接触を伴ったりする活動や、互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発声が行われる場面を避ける（できるだけ 2 m 以上）など、感染症予防の観点から活動内容を十分検討しましょう。
- ・ 体育館や武道館等、屋内の活動場所や、更衣室等は常に窓を開け、風通しの良い状態を保つようにしましょう。天候等の状況で常に窓を開けられない場合は、少なくとも 1～2 時間に 1 回、5～10 分程度、大きく窓を開けて換気を行いましょよう。
- ・ この取扱いは、今後の感染状況等により、変更になる場合があります。